

品質管理システム概要書（2022年6月1日現在）

監査事務所名 監査法人Bloom

代表者名 片岡 久依

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人では、当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針と手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

当法人では、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、包括代表が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

【不正リスクへの対応】

「監査における不正リスク対応基準」に準拠した品質管理に関する方針と手続きを「監査の品質管理規程」に定めており、不正リスクに関する品質管理の責任は品質管理責任者が負うこととしています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「日本公認会計士協会倫理規則」に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

(2) 独立性の保持のための方針及び手続

専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

当法人は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じます。

(3) 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続

当法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を定めており、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結及び更新にあたっては、当法人の関与先に対する職業倫理、利益相反関係及び独立性に関する事項を確認するとともに、経営者の誠実性や内部統制の状況、業務リスク（不正リスクを含む）、契約条件、監査資源等の重要事項を検討します。また、監査契約の新規締結及び更新にあたっては社員会の承認を必要としています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約締結あるいは更新に伴うリスクを評価することとしています。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用にあたり、書類選考及び面談を通して、業務遂行に必要な経験や知識、能力の状況、業務に対する積極性や誠実性等を考慮し採用します。

教育・訓練にあたっては、専門要員に求められる能力と適正を維持し、更に高めていくため、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度であるCPEの必要単位の取得を義務付けるとともに、必要に応じて集合研修を実施します。

評価に際しては、関与した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に考慮するとともに、適正、業績等も踏まえて評価しています。

監査チームメンバーの選任にあたっては、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験、適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮するとともに、十分な時間を確保することができる専門要員をそれぞれの監査業務に選任します。

【不正リスクへの対応】

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを定めています。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手

続

当法人は、監査手続きの実施、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツールを定め、これらに従い監査業務を実施します。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負っています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することを定めています。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討する事を定めています。

(3) 審査の方針及び手続

すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施します。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査担当者は修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することを定めています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理担当責任者とともに、直ちに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当事務所内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することを定めています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、監査報告書日（監査調書に複数の監査報告書が含まれる場合は最も遅い監査報告書日）から起算して 60 日以内と定めています。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理し、保存期間を 10 年と定めています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。当該プロセスは、品質管理システム全般の整備・運用状況を検証対象としている日常的監視と個々の監査業務を対象とした定期的な検証で構成されています。

【不正リスクへの対応】

定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることを定めています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、品質管理責任者は改善を要する事項を検討し適切な措置を取ることを定めています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めており、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任することとしています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めています。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを定めています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告することを定めています。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するため、共同監査に関する方針及び手続を定めています。これに従い、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめます。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

以 上